

# ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・27年10月号



## ★悪質な占いサイトに気をつけて！・・・宗像市消費生活センター

### (相談事例)

無料の占いサイトに登録をしたら大量のメールが届くようになった。その中に「あなたの夢は何ですか？守護霊から高額な贈り物がもらえます」という内容のものがあり、自分で店を開きたいという夢もあったため、やりとりを始めた。「3つの贈り物がもらえる。2つの贈り物は無料だが3つめが金運に関わることなので有料になる。占いはポイント制なのでポイントを購入して」と言われた。宝くじで高額当選した人もいるとの話だが、信用して大丈夫だろうか。(50歳代女性)

### (処理結果)

相談者の不安をあおったり、気分を高揚させたりするなど、様々な理由で占いを続けさせ、高額な利用料金を請求されることになるので、利用しないように助言しました。

### (アドバイス)

占いや鑑定サイトの中には、高額な利用料金を請求することが目的のサクラサイトもあります。占いや守護霊により必ず運が開けるといったような断定的な話は怪しいので安易に信じないようにしましょう。

## ★スマホプレゼントに当たったはずが、有料サイトに登録・課金！

・・・福岡県消費生活センター

### (相談事例)

スマホで広告を開いたら、スマホの人気機種のパresentに当選したと表示された。送料99円をカード決済するように表示されたので、カード番号を入力した。5日後に6000円の請求があった。カード会社に連絡したら、消費生活センターに相談するように案内された。解約したい。(40歳代男性)

### (処理結果)

調べたところ、業者は海外事業者でした。スマホ当選とは関係のない動画配信有料サービスのサイトに誘導され、利用規約で、5日間のお試し期間後に自動更新されることとなっており、意図せずに契約してしまったようです。クレジットカード会社への抗弁書等の対応方法を説明するとともに、国の越境消費者センターで海外業者宛の解約通知の書き方などの助言を受けるよう案内しました。

### (アドバイス)

- ・ 申し込む前に、サイト内の情報や利用規約をよく確認し、安易な申し込みは避けましょう。
- ・ おかしいと思ったら、直ぐにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留や調査とカード番号の変更等を依頼しましょう。
- ・ このようなとき、まずは、最寄の消費生活センターに相談しましょう。
- ・ 退会には事業者への申し出が必要ですが、英文で行わなければならない場合がほとんどです。

国は、海外サイトとのショッピングのトラブルなどの相談にメールやFAXで応じる「越境消費者センター」を設けています。詳しくは、<https://ccj.kokusen.go.jp/>をご覧ください。

困ったときは、  
まずはご相談  
下さい！



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857
宗像市	0940-33-5454 (第2・第4土曜日も電話相談可)

\* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)